

平成30年10月1日から

被扶養者認定事務の変更に伴う添付書類について

このたび、厚生労働省から、ご家族の方を被扶養者に認定する際の続柄、同居の事実及び生計維持関係の確認について、申立てのみによる認定は行わず、添付書類等に基づく認定を徹底するよう事務の取扱いが示されました。

続柄・同居の事実の確認

被扶養者（異動）届には、必ずマイナンバーをご記入ください

厚生労働省から示された取扱いでは、戸籍謄本（抄本）や住民票の添付によって、被保険者と認定対象者の続柄を確認することとされています

ただし、認定対象者が、配偶者または子の場合で、次の①②のいずれにも該当している場合は添付書類が省略できることといたします。

①認定対象者の個人番号が被扶養者（異動）届に記載されていること

②戸籍謄本（抄本）や住民票等によって、事業主が認定対象者の続柄を確認していること

配偶者または子以外の場合は、被保険者との続柄が分かるように、戸籍謄本（抄本）や住民票の添付をお願いします。

認定対象者が被保険者と同居の場合は、マイナンバーの利用によって同居の事実確認を行いますので、被扶養者（異動）届には必ずマイナンバーをご記入ください。

被扶養者（異動）届に認定対象者のマイナンバーの記載がない場合は

健康保険組合が住民基本台帳ネットワークからマイナンバーを取得させていただきますのでご理解ください

収入の確認

年間収入※1が分かるように次の書類（該当するものすべて）の添付をお願いします

無職の方	所得証明書、または 課税（非課税）証明書
給与所得者 パート・アルバイト	給与明細書（直近3か月分）、または 源泉徴収票（写）
年金受給者 (老齢・遺族・障害)	年金支給通知書（写）、及び 年金証書（写）
退職した方 〔結婚前に職業があつた方を含む〕	雇用保険被保険者離職票（写）、退職証明書、または 健康保険資格喪失証明書
雇用保険受給を終了した方	雇用保険受給資格者証（写）
省略できる場合	認定対象者が16歳未満の場合

健康保険組合では、ご提出いただいた添付書類の内容確認のため、マイナンバーの利用によって関係機関に対して情報照会をすることがありますのでご理解ください。

※1. 健康保険の被扶養者となるためには、認定対象者の年間収入が130万円未満（60歳以上又は一定程度の障害者である場合は、年間収入が180万円未満）であり、かつ被保険者の年間収入の2分の1未満であることが必要です

仕送りの事実と仕送り額の確認

被保険者からの送金事実と仕送り額^{*2}について、次の証拠書類を添付してください

仕送りが振込の場合	預金通帳等の写し（次の①から③が分かるように） ① 振込先の名義が認定対象者のものであること ② 振込が被保険者からなされていること ③ 入金の日付（および回数）と金額から1年間の振込額が分かること
仕送りが送金の場合	現金書留の控えや写し（次の①から③が分かるように） ① あて名が認定対象者であること ② 差出人が被保険者であること ③ 送金の日付（および回数）と金額から1年間の送金額が分かること
省略できる場合	認定対象者が16歳未満、または学生の場合
「現金の手渡し」など“申立てのみ”による認定は認められない（厚生労働省）とされていますのでご理解ください	

※2. 認定対象者の年間収入が被保険者からの仕送り額より少ないことが必要です

被扶養者の再確認にあたって

健康保険組合では、毎年10月中旬から12月中旬にかけて、健康保険の被扶養者となっている方がその基準に適合しているかどうかの再確認をさせていただいておりますが、この再確認の事務においても、上記の取扱いに沿って添付書類による事実確認をさせていただく必要があります。

添付書類の簡素化を図るため、健康保険組合はマイナンバーの利用によって、関係機関に対して情報照会をすることがありますのでご理解ください。

健康保険組合が
住民基本台帳ネットワークからマイナンバーを取得することへの
ご理解のお願い

マイナンバーは、昨年の7月以降、関係各機関との情報連携に不可欠なものであり、また、被扶養者の認定・再確認における添付書類の削減を図るためにも必要なものです。

平成30年10月1日以降は、資格取得時・扶養認定時の届出にマイナンバーの記載のない方については、健康保険組合が住民基本台帳ネットワークから個人番号を取得させていただきます。

これに伴い、在職中の方（及びそのご家族）で未だ健康保険組合に個人番号の届出がない方につきましても、10月1日以降、健康保険組合が住民基本台帳ネットワークから個人番号を取得させていただきますので、ご理解をお願いいたします。

参考資料（関係法令等）

健康保険組合での個人番号（マイナンバー）の利用目的について

1. 番号法第9条（利用範囲）

別表第一に掲げる行政機関、地方公共団体、独立行政法人等その他の行政事務を処理する者は、同表に掲げる事務の処理に関して保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で個人番号を利用することができます。

別表第一の法人等に「健康保険組合」が掲げられ、その利用事務として「健康保険法による保険給付の支給、保健事業若しくは福祉事業の実施又は保険料等の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」と掲げられています。

事業主様から個人番号をご提出いただく法的根拠について

2. 番号法第14条第1項（提供の要求）

個人番号利用事務等実施者※は、個人番号利用事務等を処理するために必要があるときは、本人又は他の個人番号利用事務等実施者に対し個人番号の提供を求めることができる。

※個人番号利用事務等実施者とは、次のとおりです。

①個人番号関係事務実施者（事業主） ②個人番号利用事務実施者（健康保険組合）

①事業主様は、本人（従業員様）に個人番号の提供を求めることができ、②健康保険組合は、①事業主様に個人番号の提供を求めることができます。

3. 健康保険法第197条（報告等）

①保険者（健康保険組合）は、厚生労働省令で定めるところにより、被保険者を使用する事業主に、第四十八条に規定する事項（資格取得・喪失・報酬・賞与）以外の事項に関し報告をさせ、又は文書を提示させ、その他この法律の施行に必要な事務を行わせることができる。

②保険者は、厚生労働省令で定めるところにより、被保険者又は保険給付を受けるべき者に、保険者又は事業主に対して、この法律の施行に必要な申出若しくは届出をさせ、又は文書を提出させることができる。

健康保険組合は、厚生労働省保険局保険課長通知（平成27年9月30日付）で、上記条文に基づき、事業主様に平成29年1月1日時点の被保険者・被扶養者の個人番号を報告させることと通知されています。

健康保険組合が住基ネットから個人番号を取得できる法的根拠について

4. 番号法第14条第2項

個人番号利用事務実施者（健康保険組合）は、個人番号利用事務を処理するために必要があるときは、住民基本台帳法の規定により、地方公共団体情報システム機構（以下、機構という）に対し機構保存本人確認情報の提供を求めることができる。

住民基本台帳法で、機構は、別表に掲げる国の機関又は法人（健康保険組合ほか）から事務の処理に関し個人番号の求めがあつたときは、番号法第9条の利用範囲で利用する場合に限って、これを提供するものとするとされています。